

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(広野) 計画段階環境配慮書に対する意見書

<p style="text-align: center;">お 名 前</p> <p style="font-size: small;">〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名・代表者の氏名 〕</p>	<p>認定 NPO 法人気候ネットワーク 代表 浅岡美恵</p>									
<p style="text-align: center;">ご 住 所</p> <p style="font-size: small;">〔 個人の方は現在お住まいの住 所を、法人その他の団体にあつ ては、その主たる事務所の所在 地 〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">〒</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">-</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">2</td> </tr> </table> <p>東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6 階</p> <p style="text-align: right;">(TEL 03 - 3263 - 9210)</p>	〒	1	0	2	-	0	0	8	2
〒	1	0	2	-	0	0	8	2		

通商産業省令第 5 4 号（平成 1 0 年）第 1 3 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の項目	ご 意 見 <small>（日本語により意見の理由を含めてご記入ください）</small>
<p>1. 石炭火力発電所の新設の問題について</p>	<p>① 昨今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約 2 倍の CO₂ を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。</p> <p>② IGCC は BAT であると強調されるが、従来型の石炭火力に比べた CO₂ 排出削減量は約 20% に過ぎず、最新の LNG 火力の約 2 倍にも及ぶ CO₂ 排出量である。従来から効率を向上するだけで、新設によって追加的に排出される膨大な CO₂ による影響への配慮が全く見られないことは問題である。このような新設は看過できない。</p> <p>③ 今後新設される発電所は、少なくとも LNG 火力が達成している約 350g/kwh という CO₂ 排出原単位排出を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電はいかなる高効率技術を用いてもこのレベルには到達しがたく、石炭火力発電所の建設自体が環境への配慮を著しく欠いていると言わざるを得ない。</p> <p>④ 日本政府は、環境基本計画において、2050 年に温室効果ガス排出量を 80% 削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも 30 年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所（広野及び常陸那珂の各 2 基）は、2003 年以降東電全体の CO₂ 排出量を増加させ、原発稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。</p> <p>⑤ 東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修</p>

	<p>正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、今後さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことを考えると、最も CO₂ 排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。</p> <p>⑥ 本事業は、IGCC 設備を世界のエネルギー・環境問題に貢献するクリーンコール技術と位置づけているが、諸外国の潮流は、石炭を脱却して再生可能エネルギーへ、大規模集約型から小規模分散型エネルギーへ進んでおり、IGCC 実証実験を進める本事業の主張は説得力を持たない。</p> <p>⑦ 計画段階配慮書は、事業の枠組みが大まかに決定した後にアセスメントを行っても対策の検討や実施が困難であるという問題点を解消するために生まれた制度である。しかし、事業を実施しない場合を含めた他案を検討せず、事業実施ありきで配慮書が作成されるのであれば、本制度自体が意義を失う。事業実施なしを含めて、他の選択肢の検討を示すべきである。</p>
<p>2. 配慮書における CO₂ の扱いについて</p>	<p>本配慮書で、CO₂ 排出量について検討されていないのは、大きな問題である。IPCC 第 5 次評価報告書において示されたように、CO₂ は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。</p> <p>しかし本配慮書では、そもそも「重大な影響」とは何を指すのか明らかにしないまま、IGCC 技術を使用することを理由に「重大な影響を回避・低減できる」とする。気候変動によって引き起こされる影響の数々は「重大な影響」に他ならない。事業の計画段階において検討されるべき事項であることは論を待たず、この点を欠く本配慮書は、十分に環境保全について検討しているとみなすことはできない。</p> <p>また、関係省庁局長級とりまとめにおいて IGCC は BAT であると選定されているとはいえ、事業によって引き起こされる CO₂ の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。</p>
<p>3. CO₂ 排出による環境影響に関する具体的情報について</p>	<p>調査項目に選定されなかったことにより、本配慮書においては CO₂ に関連する詳細データを得ることができない。CO₂ 排出量や発電端効率、送電端効率は環境の保全の見地から検討するにあたっては欠くことのできない情報であり、配慮書に記載されてしかるべき事項である。さらに、その CO₂ 排出に対する事業者としての対応についても（例えば他の手段で本事業で排出される CO₂ 排出量を上回る削減を行う、CCS を導入する、など）、明確に説明されるべきである。事業実施の是非にも関わる重要な情報であると考えられるため、事業者にはこれらの情報を開示することを求める。</p>

4. 配慮書の記載事項についての意見

配慮書本文中の各記載内容への意見を以下に記す。

・p2-1 2段落目4行目「世界全体のエネルギー・環境問題に貢献する(以下、略)」

→アメリカを始め、世界の潮流は脱石炭に向かっている。途上国においても、日本が投資する石炭事業に対する反対運動が拡大している。「クリーンコール技術の発信地として福島県をアピールしたい」との主張は時代錯誤的であり、コール(石炭)であるかぎりクリーンではないという世界認識が広がる中ではもはや全く説得力を持たない。

・P2-7 「事業アセスメント段階での環境保全措置により回避・低減できないような重大な影響」とは何を指すか?石炭火発を建設する限り、気候変動の影響を回避できるとは言えず、本配慮書において選定された項目のみでは不十分である。

・P2-12 発電電力量あたりのCO₂排出量を15%程度削減する計画としているが、本発電所は新設されるものであるため、これから排出される総排出量が問題になるのであり、効率向上のみでは環境配慮とみなすことはできない。

・p4-2 CO₂については環境影響評価方法書における参考項目とされているが、CO₂排出の気候変動への影響をかんがみれば、その多寡は事業実施するか否かに関わる項目であり、配慮書において当然考慮されるべき事項である。そうでなければ、事業の規模(事業を実施しないという選択肢が当然含まれるべきである)等がおおまかに決まる前にアセスメントを行うことで柔軟な対応を可能にするという、配慮書の目的に沿わない。

・p4-6 IGCCを採用することによって避けられる「重大な影響」とは何を指すか、具体的に説明を求める。それに気候変動を含むのであれば、上述までの理由によりそれは回答にならないと考える。IGCCの新設は、これからの累積排出量を削減しなければならない気候変動問題への解決策ではない。